

番号	処分名	法令名	根拠条項	処分基準		所管課
				処分基準	処分基準を定めない理由	
1	違反是正のための措置命令等	地域再生法	第17条の12第3項及び第4項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	総務課
2	業務運営改善の措置命令等	地域再生法	第22条第2項及び第3項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	総務課
3	分担金等の督促	地方自治法	第231条の3第1項	法令の規定のとおり	—	総務課
4	指定管理者の取消し等	地方地自法	第244条の2第11項	設定している	—	総務課
5	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4	設定している	—	財政課
6	災害の拡大防止措置の指示	災害対策基本法	第59条第1項	設定していない	事案ごとの裁量が大きく、処分基準を設定することが困難	危機管理課
7	応急措置業務への従事命令	災害対策基本法	第65条第1項	設定していない	事案ごとの裁量が大きく、処分基準を設定することが困難	危機管理課
8	災害の応急措置の従事命令、協力命令若しくは保管命令	災害対策基本法	第71条	設定していない	事案ごとの裁量が大きく、処分基準を設定することが困難	危機管理課
9	救護費用の納付命令	水難救護法	第15条第2項	設定していない	将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又はまれであって、あらかじめ処分基準を設定することは困難	危機管理課
10	居住者等への水防業務従事命令	水防法	第24条	設定していない	事案ごとの裁量が大きく、処分基準を設定することが困難	危機管理課
11	武力攻撃災害の拡大防止のための措置の指示	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	第111条第1項	設定していない	事案ごとの裁量が大きく、処分基準を設定することが困難	危機管理課